

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第68号）（都市計画局都市景観部市街地景観課）

民法の一部改正により、未成年後見人に法人を選任することができることとなるため、未成年者である申請者の法定代理人が法人である場合における屋外広告業（屋外広告物法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。）の登録の要件及び申請書の記載事項を定め、その他規定を整備することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。ただし、規定の整備については、公布の日から施行することとしました。

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 68 号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第36条第1項第3号中「取締役」の右に「、執行役」を加え、同項第4号中「住所」の右に「(法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び代表者その他の役員の氏名並びに主たる事務所の所在地)」を加える。

第36条の3第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)